

(仮称) 桑名市多度町南部土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書 に対する三重県環境影響評価委員会の調査審議結果 (答申)

(総括的事項)

- 1 対象事業実施区域の周辺では、複数の事業による開発が進められてきており、本事業との累積的な環境影響が懸念されることから、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切に予測及び評価を行ったうえで、環境保全措置を検討し、必要に応じて事業計画を見直すこと。また、周辺の事業を併せた全体での環境影響評価手続きの実施についても検討すること。
- 2 本事業は、工業団地を造成するための土地区画整理事業であるが、供用後に立地する企業が確定しておらず、事業活動に伴って生じる環境影響に不確実性がある。このことから、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）の作成にあたっては、供用後における環境影響について、適切な条件を想定して環境影響評価項目及び手法を見直し、必要に応じて追加調査を行ったうえで、予測及び評価を実施するとともに、事後調査の実施を検討すること。
- 3 工事の実施及び施設の供用に伴う周辺道路の交通量の増加により、騒音及び振動の増大を不安に感じる住民意見が寄せられている。このことから、事業の実施にあたっては、地域住民の生活環境への影響を回避又は極力低減できるよう、適切な環境保全措置を講じるとともに、地域住民等と十分なコミュニケーションを図り、理解を得るよう努めること。
- 4 土地区画整理事業の実施時と施設の供用時において、環境保全措置を実施する主体が異なることが想定されることから、準備書の作成にあたっては、施設供用時の環境保全措置の実施主体を明確にすること。また、誘致企業に対し、本環境影響評価の内容を踏まえた環境保全協定を桑名市と締結するよう求める等、環境保全措置が確実に実施されるよう努めること。

(個別的事項)

1 地下水

対象事業実施区域及びその周辺は複雑な地形・地質を有し、三重県指定天然記念物「嘉例川ヒメタイコウチ生息地」に代表されるような湧水湿地が広く分布する地域である。また、表層地質図によると、対象事業実施区域は、当該指定地が存在する「高位Ⅱ段丘堆積物」分布域の谷頭部に位置しており、土地の改変により湧水環境が変化する可能性も思料される。これらのことから、地下水の調査にあたっては、専門家の意見を踏まえたうえで地点を追加するなど、地下水の流向を把握するよう努めるとともに、事業による湧水湿地への影響についても可能な限り予測及び評価を行うこと。

2 地形及び地質

対象事業実施区域の一部に分布する東海層群からは化石が発見される可能性があることから、事業の実施にあたり化石が発見された場合は、専門家に相談のうえ、必要に応じ保存等の措置に努めること。

3 陸生動物

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺では、桑名市指定天然記念物及び三重県指定希少野生動物種であるヒメタイコウチの生息が確認されているが、複数の開発により、多くの生息環境が消失していると考えられる。このことから、対象事業実施区域内の主要な生息地を残置し、事業による影響を回避又は低減すること。なお、これらの措置によっても十分に回避又は低減できない場合で、やむを得ず代償措置を講じる際は、ヒメタイコウチの生態を考慮したうえで、新たに創出する環境の位置・規模等を検討すること。
- (2) ヒメタイコウチの生息状況を適切に把握するため、調査の実施にあたっては、関係行政機関と協議したうえで、必要に応じてトラップを用いた調査を併用する等、最適な手法を検討すること。また、対象事業実施区域内の生息個体数を定量的に推定したうえで、事業による影響について予測及び評価を行うこと。
- (3) 猛禽類の調査地点について、対象事業実施区域及びその周辺を広く確認できる視点場が少ないと考えられることから、桑名市や他事業者と連携し、猛禽類の生息状況等が適切に把握できる調査地点の追加を検討すること。

4 陸生植物

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺では、複数の工業団地の開発が進められてきていることから、周辺地における重要種やその生育適地の減少状況を把握したうえで、累積的な影響を含めた事業による影響について、予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を検討すること。
- (2) 陸生植物の調査にあたっては、文献で確認された重要種の開花期等の生態を考慮したうえで、必要に応じて調査の時期や回数等の追加を検討すること。

5 水生生物

対象事業実施区域及びその周辺では、トウカイヨシノボリやホトケドジョウ等の重要種が生息している可能性があることから、対象事業実施区域内の水路等において調査地点を追加するとともに、必要に応じて環境 DNA 調査の実施を検討する等、適切な調査を実施すること。

6 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域及びその周辺は、複数の工業団地の開発により、里山のような身近に人と自然とが触れ合える場が失われつつある地域である。今後、詳細な事業計画を検討するにあたっては、対象事業実施区域内における里山環境について、改変を極力回避すること又は新たに創出することを検討し、適切な維持管理を行うよう努めること。

7 景観

準備書の作成にあたっては、供用後に立地する工作物の最大の高さを想定した上で、予測及び評価を実施すること。また、対象事業実施区域周辺において、複数の工業団地が供用中または造成中であることから、周辺を含めた工業団地全体が確認できる遠方からの調査地点を追加し、景観への累積的な影響の予測及び評価の実施を検討すること。